

打ち合わせ会議資料；2022年10月21日
第2回委員会用資料；2022年11月8日
作成：足立

国重要文化財 西脇小学校保存活用計画

文化庁指針との対比表

2022年～2024年3月

目次

重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領	
第1章 計画の作成	1
第2章 「計画の概要」の作成	6
第3章 「保存管理計画」の作成	7
第4章 「環境保全計画」の作成	10
第5章 「防災計画」の作成	13
第6章 「活用計画」の作成	17
第7章 「保護に係る諸手続」の作成	18

第6章「活用計画」の作成

1 公開その他の活用の基本方針

『重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方』（平成8年12月）に基づいて、公開その他の活用の基本方針を定める。

なお、居住・業務などもっぱら特定の人が日常的な利用に供する用途を継続する場合であって、屋内の公開が困難な場合はその旨を記し、以下の計画の全て又は一部を省くことができる。

2 公開計画

(1) 建造物の公開

以下に留意して建造物の公開計画を定める。

- 1) 外観は通常望見できることを原則とし、望見可能な範囲を示す。
- 2) 外観が通常望見できない場合にあっては、毎年期間を定めて敷地内に立入り望見できるよう努める。
- 3) 活用内容、保存状況、安全性の観点に配慮して屋内の公開範囲を限定する場合は、文化財としての価値を構成している主要な部分については毎年期間を定めて公開するなどの方策を検討する。
- 4) 活用に伴って展示施設、家具等を配備する場合は建造物の理解を妨げないように配置に配慮する。
- 5) 個人有民家などで公開に伴う管理の実施が困難な場合は、当該市町村教育委員会の助言と協力を得て、管理委託等の措置についても検討する。

(2) 関連資料等の公開

建造物と一体をなしてその価値を形成している物件として附指定されている関連資料等の動産である文化財の公開については、以下に拠るものとする。

- 1) 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開については、文化財保護法第53条の規定に拠るものとする。
- 2) 公開に係る取扱いは、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項の制定について」（平成8年7月12日庁保美第76号文化庁文化財保護部長通知）に拠るものとする。

第6章「活用計画」

1 公開計画その他の活用計画の基本方針

←外部については、児童の気が散らないような公開方法が求められる

←小学校教育の妨げになるので休日以外は内部見学は原則断ることとする

2 公開計画

(1) 建造物の公開

以下の通り旧西脇尋常高等小学校の公開計画を定める。

- 1) 公開に際しては、所定の手続き（図-〇）を事前に行い、許可を得たもののみ公開する。
- 2) 公開場所は外部のみの場合、内部の場合は記念室のみの場合、公開できない職員室等を除く校内に分けて公開計画を定める。
- 3) 公開の手続き、申込先、公開に伴う規則等については、公開を希望する個人・団体の目的に従い別紙の通り定める。
- 4) 公開に際しては、原則として係員（公開の目的により別紙の通りとする）の立ち会いを行う。
- 5) 外観の公開については、規定の日時についてのみ可能とし、別図の通りの公開可能範囲を定める。
- 6) 内部の公開については、本建造物が児童の教育施設であることから、児童に不安を与える可能性のある平日の公開は原則行わないこととする。
- 7) 休日、長期休日期間（春、夏、冬）を利用して年間7日程度の西脇市教育委員会主催の公開日を定め、内外部の公開を行うこととする。（公開範囲、公募方法については別途定める）

(2) 関連資料の公開

- 1) 西脇市指定文化財の旧西脇尋常高等小学校設計図書の実寸レプリカの公開を別途行う。
- 2) 保存・改修工事の概要等のパネル、西脇市及び西脇小学校に関連する企画展を第一校舎記念室で行う。

3 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

建築基準法・消防法等の関連法規，及び，まちづくり施策に基づく地域計画（都市計画，地域整備，観光計画，環境保全計画等），防災対策（消防計画，防火訓練，震災対策，治山・治水計画，消防団・地元住民の協力等），地域の学習活動（社会教育活動その他の生涯学習活動等），その他の関係行政機関との調整（都道府県及び市町村教育委員会と首長部局の連携等）を図るべき事項について記す。

←諸活用に対応する建築基準法・消防法・兵庫県福祉のまちづくり条例等の関連法規との調整

←西脇市の避難施設に関する規定、その他西脇市の中期構想等のまちづくり施策との関連についての検討

←学童保育、小学校統廃合計画との関連についての検討・調整

(2) 建築計画

ア 平面計画

各室の用途や機能分担，動線計画等について記載する。

イ 施設等整備計画

1) 保存管理，環境保全，防災に係る施設等（保存庫，保護柵，火災警報設備，消火設備，避雷設備，防犯設備，擁壁，排水施設等）

2) 公開，活用に係る施設等（駐車場，便所，博物館・収蔵庫，管理棟，休憩・展望等施設，説明板・標識，照明・音響・空調等）

3) 展示施設，家具，事務機器等の配備に係る計画

(3) 外構及び周辺整備計画

(4) 管理・運営計画

保存管理，環境保全，防災上の観点を踏まえた活用施設としての管理・運営計画を定める。

4 実施に向けての課題

基本計画において未解決の課題や実施の見通し等について記載する。

なお，具体的な実施計画が有る場合は，事業期間及び事業の概要を記し，当該設計図書を添付する。

3 活用基本計画

(1) 計画条件の整備（未稿：左欄の左矢で示す事項についての検討、調整が必要）

(2) 建築計画

ア 平面計画

・指定された校舎の背後に位置する RC 校舎と体育館、プールは教育施設として必要不可欠のものであるが、いずれも建て替えの時期が迫っている。RC 校舎は理科室や音楽室、給食室、特別支援教室等指定建造物を補助する機能を担う諸室が備わるが、老朽化による窓サッシの腐朽や内装の劣化等が著しく、早急な改修が求められる。

・プールについてはすでに使用の限界に達しており、早急な建て替えが求められる。

・体育館（兼講堂）についてもすでに築後 50 年を経ており、講堂施設としての機能が不十分であり、断熱性の向上、便所施設の改修、空調施設や照明施設の更新が必要である。

・上記の 3 施設のうち特に RC 校舎についてはバリアフリーの観点から 1, 2 階をウッドデッキと 2 階渡り廊下で接続しており、体育館（兼講堂）については上下足で利用する施設であることから、2 階渡り廊下と 1 階ウッドデッキの整備を一体として整備する必要がある。

・休日・休校日の運動場の使用に伴う便宜措置として西便所を解放しているが、木造建築であることや管理が十分ではないことから、プールまたは体育館の改修により外部便所の設置が望まれる。

・配置図：指定された各棟、西門の名称、用途およびその他施設（RC 棟、体育館、その他の倉庫、門、運動場等の施設）

・平面図：各棟・各階の部屋名と用途、消火栓・防火施設等の位置、今後変更する必要のある施設等

イ 施設等整備計画

1) 保存管理に係わる施設は、第二校舎の 1 階東端に位置する職員室に集約して管理しており、防災・設備機器等を集約した総合盤と放送機器、校内監視用のモニター等を設置している。

敷地全周を既成品のフェンスを巡らせて不審者の侵入を防ぐとともに、校門と運動場については職員室のモニターで監視を行っている。

各室には別紙の通り火災報知器と緊急放送・連絡機器を設置しており、各棟・各階には消火栓を 2 カ所設置している。

各棟頂部には避雷用の導電線を配置している。

排水施設については別紙の通り、2017 年以降の保存改修工事において整備未了の区画が残る。

2) 公開、活用に係る施設としては、教育施設であるために専用の駐車場、管理棟、休憩・展望施設新たな空調等は必要ないが、外来用便所の設置、説明板・標識を適宜設置する必要がある。

3) 第一校舎 2 階の東端に位置する記念室（旧家庭科室）はパネル展示用の器具を設置済みであるが、今後の公開に際して中心となる部屋であるので、プレゼンテーション等の諸活動に必要なプロジェクター、スクリーン、調光用カーテン、畳の保護のための敷物等が必要となる。

2017 年以降の保存・改修工事において保存した部品、旧材料の整理、および収集した関連資料、保存・改修工事設計図書類の保存のために、記念室の背後にある柵と第三校舎西階段下の倉庫にそれらの部材、書類、資料を納める必要があり、柵の増設、保存箱等が必要となる。

(3) 外構及び周辺整備計画